

雇用ジャーナル



令和5年3月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

田村市PR
キャラクター「カブトン」

雇用の動き (令和5年1月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、2.01倍と前月比で0.01ポイント低下、前年同月比で0.05ポイント上昇した。平成24年6月から127ヵ月連続で1倍を超えている。
新規求人倍率は、2.50倍と前月比で2.41ポイント、前年同月比で0.17ポイント低下している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和5年1月	令和4年12月	令和4年1月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.35 倍	1.36 倍	1.20 倍	▲ 0.01 ポイント	0.15 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.49 倍	1.46 倍	1.39 倍	0.03 ポイント	0.10 ポイント
● 郡山地域	2.01 倍	2.02 倍	1.96 倍	▲ 0.01 ポイント	0.05 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.4 %	2.5 %	2.7 %	▲ 0.1 ポイント	▲ 0.3 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,352 件	939 件	1,361 件	44.0 %	▲ 0.7 %
● 新規求人数	3,374 人	4,614 人	3,634 人	▲ 26.9 %	▲ 7.2 %
うち正社員	1,806 人	1,783 人	1,980 人	1.3 %	▲ 8.8 %
● 有効求職者数	5,407 人	5,356 人	5,551 人	1.0 %	▲ 2.6 %
● 有効求人数	10,861 人	10,838 人	10,869 人	0.2 %	▲ 0.1 %
うち正社員	5,169 人	5,128 人	5,134 人	0.8 %	0.7 %
● 新規求人倍率	2.50 倍	4.91 倍	2.67 倍	▲ 2.41 ポイント	▲ 0.17 ポイント
● 有効求人倍率	2.01 倍	2.02 倍	1.96 倍	▲ 0.01 ポイント	0.05 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.42 倍	1.42 倍	1.36 倍	0.00 ポイント	0.06 ポイント
● 就職件数	286 件	323 件	315 件	▲ 11.5 %	▲ 9.2 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,824 事業所	7,819 事業所	7,839 事業所	0.1 %	▲ 0.2 %
	● 被保険者数	155,197 人	155,982 人	155,718 人	▲ 0.5 %	▲ 0.3 %
	● 資格取得者数	1,655 人	1,823 人	1,728 人	▲ 9.2 %	▲ 4.2 %
	● 資格喪失者数	2,479 人	1,685 人	2,289 人	47.1 %	8.3 %
	うち事業主都合	105 人	69 人	145 人	52.2 %	▲ 27.6 %
	● 離職票交付枚数	1,528 枚	1,028 枚	1,425 枚	48.6 %	7.2 %
給付	● 受給資格決定件数	301 件	263 件	299 件	14.4 %	0.7 %
	● 初回受給者数	253 人	241 人	256 人	5.0 %	▲ 1.2 %
	● 受給者実人員	1,240 人	1,247 人	1,293 人	▲ 0.6 %	▲ 4.1 %
	● 支給総額	167,523 千円	152,304 千円	169,517 千円	10.0 %	▲ 1.2 %

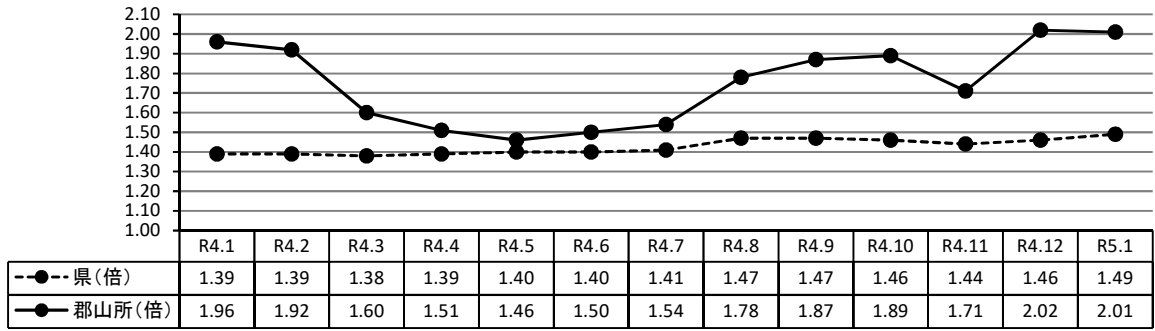
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,946 人	7,970 人	7,946 人	▲ 0.3 %	0.0 %
● 田村市	609 人	584 人	554 人	4.3 %	9.9 %
● 三春町	240 人	249 人	256 人	▲ 3.6 %	▲ 6.3 %
● 小野町	119 人	136 人	148 人	▲ 12.5 %	▲ 19.6 %
合 計	8,914 人	8,939 人	8,904 人	▲ 0.3 %	0.1 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

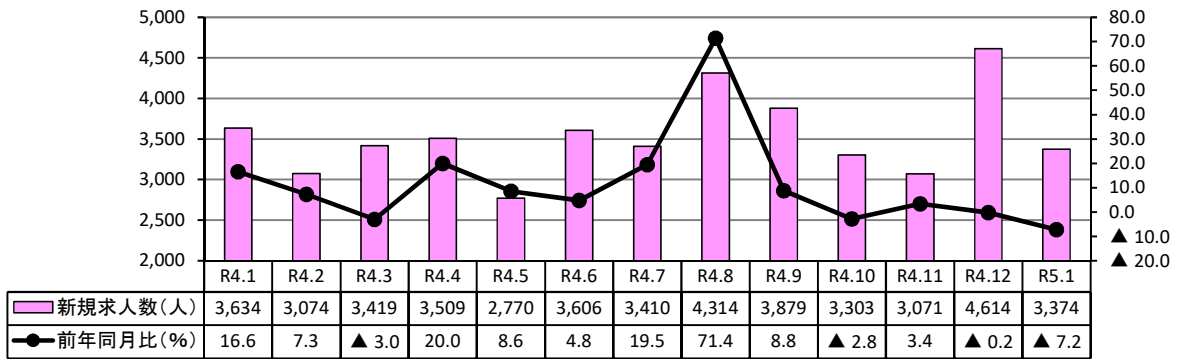
有効求人倍率 前月に比べ0.01ポイント低下

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



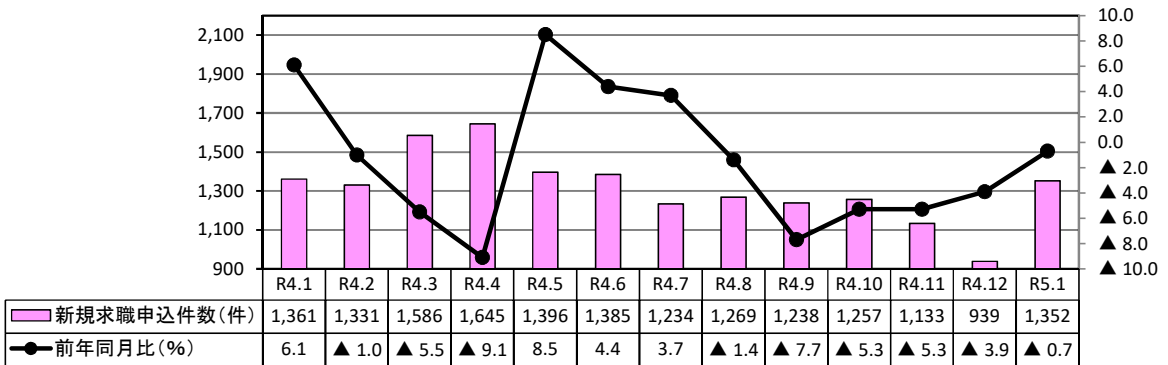
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ26.9%減少



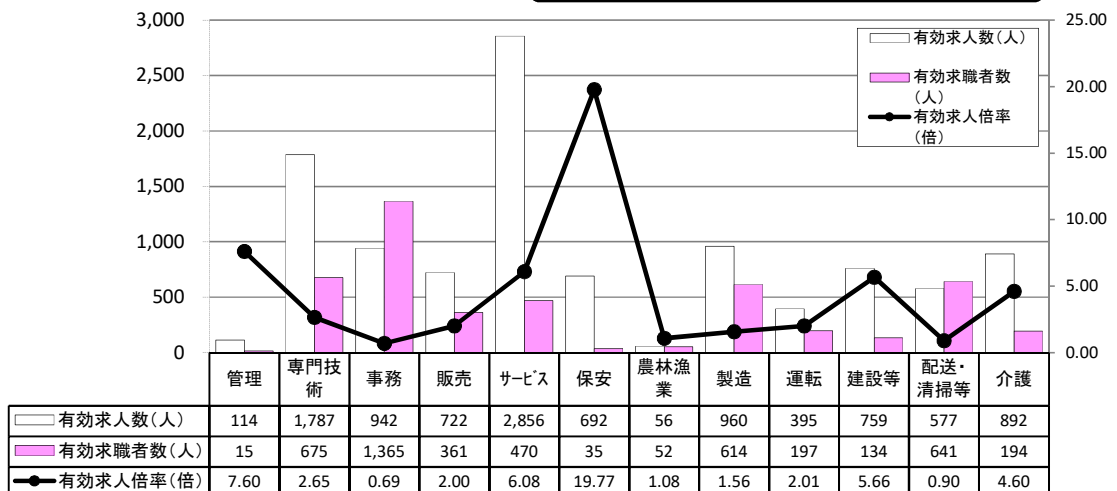
NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ44.0%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率

有効求人倍率 前月に比べ0.01ポイント低下



令和5年度雇用保険料率のご案内

＜令和5年度の雇用保険料率＞

(※が変更部分)

事業の種類	負担者		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	※6/1,000	※9.5/1,000	※6/1,000	3.5/1,000	※15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	※7/1,000	※10.5/1,000	※7/1,000	3.5/1,000	※17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	※7/1,000	※11.5/1,000	※7/1,000	4.5/1,000	※18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

* お問い合わせは 雇用保険適用課へ

令和5年4月から雇用保険料が変わります

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は左記のとおりです。

■ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)

■ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

事業主のみなさまへ

精神障害者雇用促進セミナー

を開催しました

令和5年2月13日(月)、20日(月)にハローワーク郡山セミナールームにて開催し、両日で事業所39社、51名にご参加いただきました。

13日(月)のセミナーでは、ハローワークと県中地域障害者就業・生活支援センターより障害特性と採用面接のポイント、定着支援のポイント等の説明を行いました。20日(月)は「事業所事例紹介」と題して障害者雇用に取り組む企業の担当者様より職場の声を聴かせていただきました。また、意見交換会では、参加企業様とハローワーク、県中地域障害者就業・生活支援センターのスタッフが5つのグルー

事業主のみなさまには、引き続き、障害者の雇用にご理解とご協力をお願いいたします。



【ハローワークの担当より説明】



【意見交換会】

* 障害者雇用に関するお問い合わせ・ご相談は 求人 企画部門、専門援助部門へ

令和4年度
精神障害者雇用促進セミナー

2023年2月13日(月) 13:00~16:00
「障害特性と採用面接のポイント」
「障害者雇用のポイント」
お申し込み・お問い合わせ
2023年2月20日(月) 10:00~16:00 ハローワーク郡山3階 求人企画部門/高度1階 専門援助部門/常席
「障害者雇用に取り組む企業からの事例紹介」
「障害者雇用の声」
「職場定着に向けた職場実践・ジョブコーチ制度」
〒983-8609 郡山市方八町2-1-29
024-942-8609(32か・44か)
「意見交換会」

画面の参加申込書に必要事項をご記入の上、1/27(金)までに写しを窓口・郵便にてお申込みください。応募者多数の場合は先着順とさせていただきます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



【お知らせ】

ハローワーク郡山で毎月作成している「雇用ジャーナル」が令和5年2月より福島労働局ホームページからご覧いただけるようになりました。

【更新日】毎月15日前後

【掲載場所】福島労働局 > 事例・統計情報 > 雇用に関する統計情報 > 雇用失業情勢・職業紹介に関する統計情報 > 各ハローワークの雇用失業情勢

※県内すべてのハローワークの雇用失業情勢を掲載しますので、一目で県内各地のハローワークの動きをご確認いただけます。

事業主のみなさまへ

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること*
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



助成の内容 対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金*1のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円*2 / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

* お問い合わせは **助成金担当窓口**へ

事業主のみなさまへ

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方を、早期に雇い入れた事業主に対して助成します。さらに、より高い賃金（雇い入れ前賃金比5%以上）で雇い入れた事業主には加算して助成します。

◆助成金の対象

労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者」であった方
再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主

◆助成額（対象労働者1人あたり）

早期雇入れ助成

通常	優遇助成*1
30万円	40万円
	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した異業種の45歳以上の方を雇い入れた場合は+40万円*2
NEW	賃金上昇（雇い入れ前賃金比5%以上）加算 +20万円*3

人材育成支援 早期雇入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成*1
OFF-JT	賃金助成	900円/時	1,000円/時（1,100円/時*4）
	訓練経費助成（実費相当額）	実費相当額（上限30万円）	上限40万円（上限50万円*4）
OJT	訓練実施助成	800円/時	900円/時（1,000円/時*4）



■ **助成金受給には、この他にも要件があります。お問い合わせは 助成金担当窓口へ**